

宅建 権利関係の学習のヒント <<#953>>

簡単に高得点は取りにくい。一つずつの知識を丁寧に理解して進めること。

1. 文字情報を**事案の形で絵的に**理解する
2. **似て非なるものと比較**をして押さえる

【渋谷会】宅建講座

R06 宅建これだけで合格セット ￥59,895～

渋谷会の主軸である「**宅建基幹講座**」(インプット)と「**宅建過去問演習講座**」(アウトプット)

[https://shibuyakai.com/takken/2024\\_01.html](https://shibuyakai.com/takken/2024_01.html)

**【問】 正誤をつけよ。 H15-01-3**

成年被後見人が成年後見人の事前の同意を得て土地を売却する意思表示を行った場合、成年後見人は、当該意思表示を取り消すことができる。

**【答え】 正しい**

**《基礎知識 1》 成年被後見人の法律行為**

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。（民法 9 条）。

**《基礎知識 2》 取消権者**

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者の**法定代理人**が、取り消すことができる。（民法 120 条 1 項参照）

**★成年後見人に同意権はない。**

⇒ 体系的に理解したうえで、未成年者の場合と比較をして押さえる(権利関係のポイント)